

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

人権政策課-1
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市人権擁護委員会活動費補助金										
		予算事業名	人権擁護協議会補助等									
		予算事業コード	00141									
2	交付開始年度	不明	—	年度	創設から	—	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	人権政策課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	人権擁護委員法により設置されている人権擁護委員は、給与は支給されず、日常的に相談を受けるほか、公共施設等での人権相談所開設や人権週間中の街頭啓発、保育所・幼稚園・小学校を中心に人権教室等を行っている。また、研修視察や勉強会等を開催し、常に人格識見の向上に努めている。2001年5月に人権擁護推進審議会の第2号答申（人権救済制度の在り方）、同年12月に追加答申（人権擁護委員制度の改革）が出されたが、人権擁護委員の役割として、人権啓発や相談業務、人権侵害の早期発見等が挙げられ、今後も積極的な活動が求められている。										
8	補助対象者	人権擁護委員会										
	交付先（補助対象者と異なる場合）											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	420	420	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	420	420	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	420 420	420 420	0 0	0 0	0 0	100.0% 100.0%	 	 		
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づく人権擁護委員会の活動等に要する経費 【R6年度実績：啓発費150,700円、活動費146,798円、視察研修費122,710円＝420,208円】										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	@25,000円×12か月×人権擁護委員数12人＝3,600,000円(啓発活動費、事務費含む) 積算上補助率:420,000円÷3,600,000円＝11.6% 【参考】年間平均活動日数 38日/人（相談8日、啓発活動26日、会議・研修等4日）										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5 (減点) 0	委員会を構成している人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣から委嘱されるが、任期は3年で市内での人権相談の開催や児童などを対象にした市が担うべき人権啓発事業を行っており、それらの経費をすべて無報酬の委員の個人負担によることは無理があり、人権擁護委員定数を大幅に下回ることも考えられる。		
	公平性	5	人権擁護委員の活動は市民すべての人権を守る目的がある。人員配置も地域性を勘案し推薦している。		
	効果性	5	【評価の理由】 今なお、様々な人権課題が山積している。本市が平成29年7月に作成した人権問題に関する市民意識調査でも、人権について学習経験がある市民ほど人権課題を正しく理解していることが明らかになっており、人権教室等きめ細やかな啓発活動に取り組む人権擁護委員の果たす役割は重要になっている。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 月に1回、公民館等で人権相談所を開設している。また、市内保育所、幼稚園、小中学校で人権教室を実施し、児童生徒の人権意識の高揚につながっている。		
	透明性	5 (減点) 0	事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。また、構成員が会費を負担などして自主的な要素を取り入れている。		

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入） 前回終期 令和 7 年度

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間のボランティアであり、人権侵害による被害者救済のほか、人権啓発活動を通じて人権意識の高揚に寄与している。様々な人権問題が山積するなか、人権擁護委員の活動は不可欠であり、補助の継続が必要である。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

人権政策課-2
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	人権啓発・人権教育研修会等助成金										
		予算事業名	人権啓発事業費									
		予算事業コード	02538									
2	交付開始年度	平成	17	年度	創設から	22	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	人権政策課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	市民が様々な人権問題について学べる機会を提供する事により、市全体に人権を尊重する意識が広まることが期待できる。										
8	補助対象者	一般応募者（市内在住又は勤務されている方で、後日レポートを提出していただける方）										
	交付先（補助対象者と異なる場合）											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	129	129	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	300	300	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	400 336	400 336	0	0	0	100.0%				
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)	部落解放全国集会（主催：部落解放研究全国中央実行委員会）、全国人権・同和教育研究大会（主催：公益財団法人全国人権教育研究協議会）、人権啓発研究集会（主催：人権啓発研究集会実行委員会）に参加する者の旅費及び参加費										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)	旅費及び参加代(群馬@53,500+奈良@26,500+熊本@88,000)×2名=336,000										
	増減理由	大会開催地によって旅費の増減がある。										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	当該制度は、市民に人権問題への理解をより深めてもらうために、人権に係る全国規模の研修会に参加してもらいやすいように経費負担を軽減するものであり、障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法に規定の啓発に関する地方公共団体の責務を果たすものと捉えている。また、鈴鹿市人権擁護に関する条例第3条第2項の「市は、施策の推進に関して、市民の自主性を尊重し、かつ、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない」とある条例の趣旨を実効化するものである。		
		(減点) 0			
	公平性	5	広報等により参加者を募集している。		
	効果性	5	【評価の理由】 市民が様々な人権問題について学べる研修会に参加することで一層の理解を深めるものであり、結果的に市全体に人権を尊重する意識が広がることが期待できる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 研修参加者が人権問題について学びの機会を得ることで、市民同士での人権尊重意識の広がりが期待できる。					
透明性	5	広報等により参加者を募集している。また、参加者には研修会終了後、「人権啓発・人権教育研修会等報告書」の提出を義務付けている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 7 年度

様々な人権問題について学べる全国規模の研修会に参加することで、人権に関わる課題についての理解を深めるとともに、人権意識の向上を図ることを目的としており、市民の自主的な参加を促すためにも補助の継続が必要である。